

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条の8第1項第3号を次のように改める。

- (3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、知事の認可を受けた公益信託に対するもの

第26条の8第1項第5号中「及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第28条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第42条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第42条の7第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第71条第2項第2号及び第141条の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第4条の3を次のように改める。

第4条の3 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第42条の3の改正規定 令和7年4月1日

- (2) 第28条の2第8項、第42条の7第1項第1号、第71条第2項第2号、第141条の2第2項第1号及び第149条第1号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

第2条 改正後の第26条の8第1項第3号の規定は、公益信託に関する法律の施行の日以後に効力が生ずる所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号。次項において「所得税法等改正法」という。)附則第1条第9号イに掲げる規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第4号に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可(以下この項において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信

託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

- 2 所得税法等改正法附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第26条の8第1項(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。